○叙勲

旭日双光章を授ける
今枝　勝

旭日単光章を授ける（以上十月十七日）
石井　二郎　田中　宏紀

旭日単光章を授ける（各通）（十月十九日）
山根　實

旭日単光章を授ける（各通）（十月二十日）
荻田　重信　浪岡　万一　古坂　勇
（壱岐市議会副議長）
泉　清　深見　義輝

旭日単光章を授ける（各通）（十月二十一日）
中村　光隆　本田　實

旭日単光章を授ける（各通）（十月二十二日）
田村　和雄

旭日単光章を授ける（十月二十三日）
萩原　正美

瑞宝小綬章を授ける
伊藤　勝久　木村　健
島村　俊一　守口　貢志

瑞宝双光章を授ける（各通）
河浦　重昭　黒沢　信吉
佐久間定夫　美甘　輔信

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）
（信州大学名誉教授）
松田　英臣

瑞宝小綬章を授ける
坂井　協司　田中　實
三原　孝教　吉岡幸治郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
池原　敏人　小林　淳之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
岩田　勇　岡田　敏　加賀山昭五
片井　勝　重枝　壯明　高橋　佳也
中村　智成　花澤　盛美　松山　富夫
山名　清郷

瑞宝双光章を授ける（各通）
西川　修

瑞宝単光章を授ける（以上十月十九日）
（首都大学東京名誉教授）
神崎　繁　佐藤　澤彌

瑞宝小綬章を授ける（各通）
植田　隆治　大嶋　清孝
谷岡　雄一　林　孝三郎　竹内　鉄英

瑞宝双光章を授ける（各通）
江崎　義久　岡崎　猛　奥野　久藏
熊谷　仁志　東條　整繁　星野　正次
本村　滿彦　吉田　孝久　渡邊　澄夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十日）
岩本　利彦

瑞宝中綬章を授ける
原田　亮
（九州大学名誉教授）
福田　殖　加藤勇次郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）
大牟田一成　坂本　禎男
三戸　俊雄　白水　和英
鶴薗　照幸　仲田　倍雄　高松　知三
早佐和三郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
河合竹次郎　三好　彰

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十一日）
（国立大学法人職員）
長島　真人　矢木　芳昭

瑞宝小綬章を授ける（各通）
浅岡　敏典　井深　太夫　片桐　都孝
小崎　圭洋　高橋　和夫　田村　静雄
辻田　昌三　苗村るみ子　中崎　博孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
沼田　英男　山本　幸廣

瑞宝単光章を授ける（以上十月二十二日）
松本　重雄
梶原　時雄　亀田　憲弘
篠原　秀章
（宇都宮市公立学校長）
嶋村　繁儀　清水　隆三　西本　明
福田　治三　諸正　孝司　横田　徹
吉村　俊幸

瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　正光　三枝　清一　垰田　清
竹林　市郎　比嘉　清哲　平橋　和生

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十三日）
堀　眞佐司

瑞宝双光章を授ける
池田　敏治

瑞宝単光章を授ける（以上十月二十四日）
岡田　貞之　木下　春生
沼田　義則　増田　光博

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日モーリタニア国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

平成28年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について

平成28年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通大臣告示第1107号）第3条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月29日

国土交通大臣　石井　啓一

1　申請書の提出期間　平成28年11月17日（木）～12月16日（金）

2　その他　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載（平成28年11月17日付）した「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」を参照のこと。

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十九日

北海道運輸局長　石崎　仁志
東北運輸局長　尾関　良夫
関東運輸局長　持永　秀毅
北陸信越運輸局長　江角　直樹

一　講習を実施する日時
平成二十九年一月二十六日（木）午後一時から午後四時五十分まで
平成二十九年一月二十七日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所
関東運輸局
横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等
受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十八年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十九年一月五日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月五日消印のものまで有効とする。）。

五　受講申請書の請求先及び提出先
郵便番号　二三一－八四三三
横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課
電話番号　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十九日

中部運輸局長　鈴木　昭久
近畿運輸局長　若林　陽介
中国運輸局長　鵜沢　哲也
四国運輸局長　瀬部　充一
九州運輸局長　佐々木　良
神戸運輸監理部長　秋田　務
沖縄総合事務局長　能登　靖